

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

宇和島市水道局より大切なお知らせ

## 令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

- 「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に**指定の更新制度が導入**されます。
  - 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、**指定の更新がなされない場合は失効となります。**
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

更新時期が近づきましたら、対象の指定給水装置工事事業者様宛に、**ダイレクトメールにて通知**します。  
**郵送の不着や未更新の方への再通知はいたしませんのでご了承ください。**

●指定更新の要件は**新規指定と同様**になります。

- ① 給水装置主任技術者の選任
  - ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
  - ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類及び手数料

- ※省令第18条に準拠
- 様式第一号及び第二号**
- 機械器具調書**
- 定款及び登記事項証明書**（法人）  
又は**住民票**（個人）
- 選任する主任技術者の確認書類  
（**免状又は技術者証**）
- 更新手数料 **10,000円**

◎指定更新申請時に**4項目の確認**を行います。

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii 業務内容（運営時間、漏水修繕、対応工事等について）
- iii 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目の確認資料

- 講習会の受講終了証等
- 外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- 施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは  
宇和島市水道局 給水課 給水係 TEL:0895-22-5265